

”学童保育”に視点をあてて

日本子どもNPOセンター理事、大学講師
小木 美代子

I.<子ども>について、基本的に抑えておきたいこと

- ①<子ども>とは、0歳～18歳をさす
- ②<子ども>は一日24時間を有し、家庭、地域、学校・園で活動する
- ③<子ども>は、地域の中でミニ社会をくぐることによって、より豊かに発達する

II.子どもの地域活動の一環としての学童保育の現状

(右図参照)

III.子ども(とくに児童)の地域活動拠点としての学童保育(所)の今日的課題

- ①児童福祉法の改正(97)や、生活のために働かざるをえない人(とくに女性)が増えるなど、学童保育要求が高まり、それを受けて学童保育(所)も増えているが、にわかづくりのために、多くの問題と課題をかもし出している。
なかでも、一番困窮しているのは、指導員の確保とその質の問題である。2009年10月厚生労働省発表の「放課後児童クラブガイドライン」はあるが、とにかく指導員の研修を重ねることはもとより、早急に資格制度の確立が求められる。
- ②97年の児童福祉法の改正では、学童保育を「事業」(第6条の2)として位置付けた。そのために、学童保育は、他所の軒先を借りるたとえにも似た状況になっている。たとえば、学童保育を児童館の中で行う場合でも、児童館そのものがあまりにも狭く、しかも、囲い込みになっていて、一般の子どもを来づらくしてしまっている。また、学校の空き教室を使用するにしても、教室は狭く、マンモス化が問題となっている。統廃合校舎の丸ごと使用や、公民を問わず、適切な遊休施設を自治体が買い上げるなどして、大型で、0歳～18歳までのあらゆる年代の課題に総合的に対処できる施設が望まれる。

資料

●児童福祉法(昭和三十一年二月二日法律第一六四号平成九年改訂)

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第六條の二

⑫ この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従ひ、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

第七條 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第二二條の二六 市町村は、児童の健全な育成に資するため、第六條の二第七項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用に關し相談に応じ、及び助言を行い、並びに地域の事情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、当該児童の放課後健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第四十條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とする。

「児童福祉法(以下「法」という。)

第六條の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業は、これを利用する児童の健全な育成を図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により、適切な遊び及び生活の場を与えて実施されなければならない。」

なお、「児童福祉法施行規則」には放課後児童健全育成事業についての条項は定められません。

